

観音寺モール

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年12月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社合田不動産 高松市天神前7番18号 株式会社合田工務店 高松市天神前9番5号																
大規模小売店舗の名称及び所在地	観音寺モール 観音寺市本大町字井手南1578番地1ほか																
変更しようとする事項	<p>1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>(1) 駐輪場の位置及び収容台数</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>位置 別図のとおり 収容台数 136台</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>位置 別図のとおり 収容台数 136台</td> </tr> </table> <p>(2) 荷さばき施設の位置及び面積</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>位置 別図のとおり 面積 200.0㎡</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>位置 別図のとおり 面積 200.0㎡</td> </tr> </table> <p>2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>株式会社ハローズ 開店時刻 午前0時 閉店時刻 午後12時 株式会社大屋 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後12時 その他 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>株式会社ハローズ 開店時刻 午前0時 閉店時刻 午後12時 株式会社ワッツ 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時 株式会社大屋 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後12時 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午前1時 有限会社かわの 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時</td> </tr> </table> <p>(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>位置 別図のとおり 出入口の数 4箇所</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>位置 別図のとおり 出入口の数 4箇所</td> </tr> </table> <p>※なお、「別図」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に供する。</p>	変更前	位置 別図のとおり 収容台数 136台	変更後	位置 別図のとおり 収容台数 136台	変更前	位置 別図のとおり 面積 200.0㎡	変更後	位置 別図のとおり 面積 200.0㎡	変更前	株式会社ハローズ 開店時刻 午前0時 閉店時刻 午後12時 株式会社大屋 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後12時 その他 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時	変更後	株式会社ハローズ 開店時刻 午前0時 閉店時刻 午後12時 株式会社ワッツ 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時 株式会社大屋 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後12時 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午前1時 有限会社かわの 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時	変更前	位置 別図のとおり 出入口の数 4箇所	変更後	位置 別図のとおり 出入口の数 4箇所
変更前	位置 別図のとおり 収容台数 136台																
変更後	位置 別図のとおり 収容台数 136台																
変更前	位置 別図のとおり 面積 200.0㎡																
変更後	位置 別図のとおり 面積 200.0㎡																
変更前	株式会社ハローズ 開店時刻 午前0時 閉店時刻 午後12時 株式会社大屋 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後12時 その他 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時																
変更後	株式会社ハローズ 開店時刻 午前0時 閉店時刻 午後12時 株式会社ワッツ 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時 株式会社大屋 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後12時 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午前1時 有限会社かわの 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時																
変更前	位置 別図のとおり 出入口の数 4箇所																
変更後	位置 別図のとおり 出入口の数 4箇所																
変更年月日	平成23年7月26日（大規模小売店舗の施設の配置に関する事項）																

	平成22年11月26日（大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項）
変更理由	小売業者の決定に伴い、テナント棟Aとテナント棟Bの営業時間に変更が生じたため（変更しようとする事項2の（1）） 出入口4における退店車両の見通しを改善するため（変更しようとする事項2の（2））

2 届出年月日

平成22年11月25日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課
縦覧期間	平成22年12月2日（木曜日）から平成23年4月4日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成23年4月4日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部商工観光課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ